

## 大分市食品自主衛生管理優秀施設認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、食品関係事業者が自ら行う衛生管理について、一定の水準以上にあると認められる営業施設を市長が認定することにより、自主的な衛生管理を推進し、食品の安全及び市民の健康の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第52条の規定による許可を受けた者であって、市内に営業施設を有するものをいう。
- (2) 営業施設 法第52条の規定による許可を受けた施設をいう。
- (3) 認定 事業者からの申請に基づき、市長が別に定める認定基準(以下「認定基準」という。)にその営業施設が適合していることを認める行為をいう。

### (認定の申請)

第3条 認定を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、認定を受けようとする営業施設ごとに大分市食品自主衛生管理優秀施設認定申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に手順書及び点検記録簿を添えて、市長に提出するものとする。

### (実地調査)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、申請者の申請に係る営業施設が認定基準に適合しているか否かを判断するため、職員に実地調査を行わせるものとする。

(認定書の交付等)

第5条 市長は、第3条の規定による申請に係る営業施設が認定基準に適合していると認めるときは大分市食品自主衛生管理優秀施設認定書(様式第2号。以下「認定書」という。)及び認定表示板(様式第3号)を申請者に交付するものし、適合していないと認めるときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 認定表示板は、営業施設の見やすい所に掲示するものとする。

(公表)

第6条 市長は、認定を受けた事業者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)、営業施設の名称及び所在地並びに営業の種類を公表することができる。

(再交付)

第7条 認定を受けた事業者は、交付された認定書又は認定表示板を紛失し、破損し、又は汚損したときは、大分市食品自主衛生管理優秀施設認定書及び認定表示板再交付申請書(様式第4号)を市長に提出し、再交付を受けることができる。

(認定の期間)

第8条 認定の有効期間は、認定を受けた日の属する年度の翌々年度の末日まで(次条の規定による認定の更新に係る場合にあっては、認定期間満了の日の翌日から3年間)とする。

(認定の更新)

第9条 認定は、認定を受けた営業者の申請により更新することができる。

2 前項の規定により更新しようとする営業者は、有効期間満了年度の2月末日までに、申請書に手順書及び点検記録簿を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、添付書類の一部を省略させることができる。

3 第4条及び第5条の規定は、前項の更新について準用する。

(変更の届出)

第10条 認定を受けた営業者は、次に掲げる事項に変更があったときは、大分市食品自主衛生管理優秀施設認定事項変更届出書(様式第5号)に認定書を添えて、市長に届け出るものとする。営業者について、法第53条第1項の規定により許可営業者の地位の承継があったときも同様とする。

(1) 営業者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名)

(2) 認定に係る営業施設の名称

(廃止等)

第11条 認定を受けた営業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大分市食品自主衛生管理優秀施設認定廃止届出書(様式第6号)に認定書及び認定表示板を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 認定に係る営業施設について廃業又は廃止をしたとき。

(2) 自ら認定を辞退しようとするとき。

(認定の取消し)

第 1 2 条 市長は、認定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第 3 条及び第 9 条に規定する申請の内容に虚偽が判明したとき。
- (2) 認定基準に適合していないことが判明し、相当の期間を定め改善を求めたにもかかわらず、なお改善がなされないとき。
- (3) 法第 5 5 条又は法第 5 6 条の規定による処分を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を当該業者に通知するものとする。

3 認定を受けた事業者は、前項の規定による通知があったときは、認定書及び認定表示板を返納しなければならない。

( 報告の要求等 )

第 1 3 条 市長は、必要があると認めるときは、認定を受けた業者にその業務に関する報告を求め、又は当該職員に関係者に質問させるものとする。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。